

## [事案 29-346] 3 大疾病保険金等支払請求

・平成 30 年 8 月 30 日 裁定終了

### <事案の概要>

責任開始日前のがん診断確定を理由に支払対象外もしくは契約無効とされたことを不服として、3 大疾病保険金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

リンパ腫の診断を受けて入院し治療を受けたので、平成 22 年 10 月に契約した終身保険（3 大疾病保障定期保険特約、がん入院特約等を付加）に基づく請求をしたところ、責任開始日前に異常抗体による形質細胞腫瘍と診断されているとして、3 大疾病保険金等が支払われなかったが、以下等の理由により支払ってほしい。

- (1) 今般、原発のリンパ腫の診断を受けたのであり、異常抗体は発病原因ではない。
- (2) 異常抗体の保有者は世の中に多数存在しているが、発病した時が悪性腫瘍であり、その全員ががんであるのではない。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、責任開始日（平成 22 年 9 月）前に形質細胞腫瘍と確定診断されており、これは本契約の約款上、「悪性新生物」に該当する。
- (2) 責任開始日前に「悪性新生物」に罹患したと確定診断された場合、3 大疾病保障定期保険特約に基づく保険金は支払対象外であり、がん入院特約は無効となる。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、異常抗体の保持者には発病しない人がいることは事実だが、これに伴う形質細胞腫瘍の診断基準は確立されているので、申立人は責任開始前の形質細胞腫瘍の診断確定時において悪性腫瘍に罹患している状態であったといえ、形質細胞腫瘍は約款上の「悪性新生物」に該当することから、保険会社が今般のリンパ腫に伴い 3 大疾病保険金等を支払うべきものということはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。